

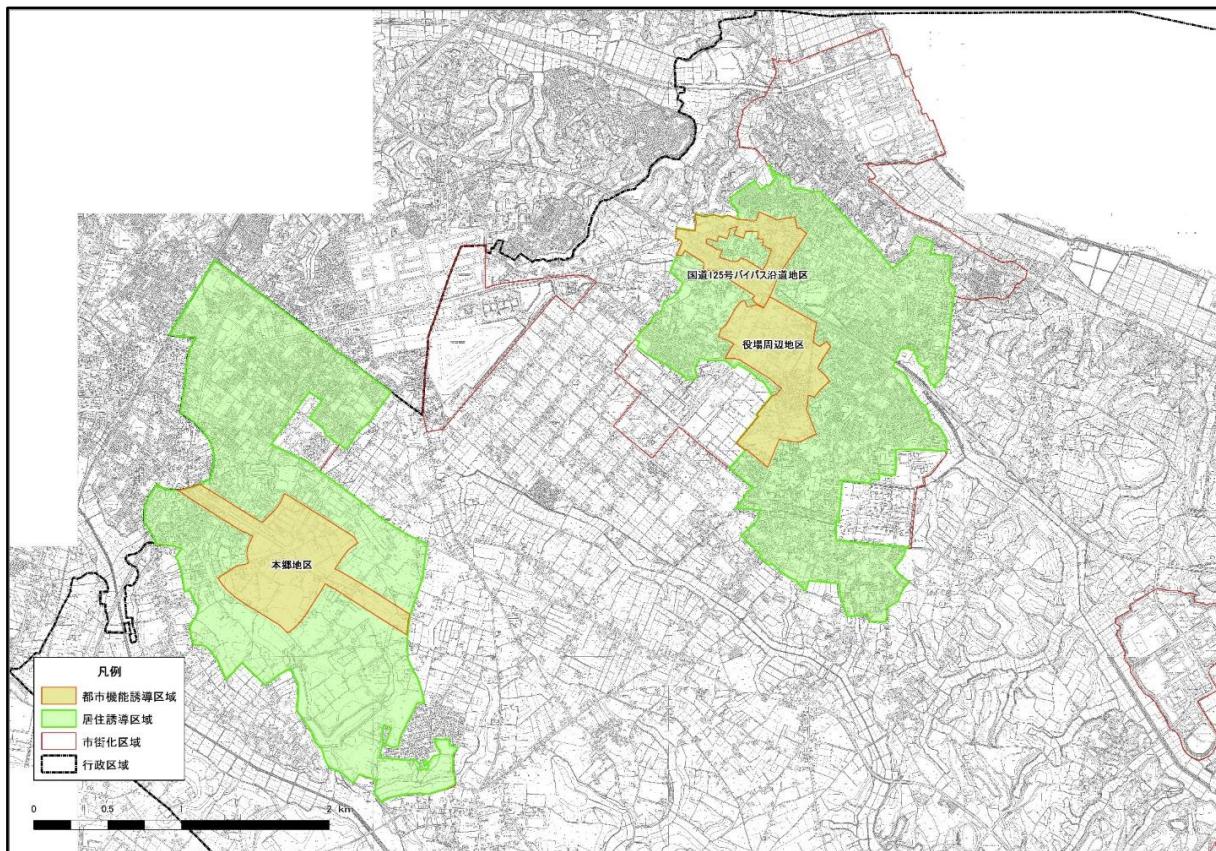
立地適正化計画の届出制度について

都市再生特別措置法第88条第1項、同法第108条の規定に基づき、立地適正化計画の公表日以降、対象区域内外において、建築行為・開発行為、施設の休廃止等の対象となる行為を行う場合には、行為に着手する30日前までに、町長に届出が必要となります。

届出制度の詳細は「阿見町立地適正化計画に係る届出の手引き」をご覧ください。

●都市機能誘導区域及び居住誘導区域

(各区域の詳細は阿見町都市計画情報システムの閲覧または都市計画課までお問合せください。)



●届出の対象となる行為

(1) 居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅等の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 </p> <p>②の例示 1,300m² 1戸の開発行為 </p> <p>800m² 2戸の開発行為 </p>	<p>① 3戸以上の住宅等を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合。</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 </p> <p>1戸の建築行為 </p>

(2) 都市機能誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合

開発行為	建築行為
① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 都市機能誘導区域内で、誘導施設の休止又は廃止を行う場合

【都市機能誘導施設一覧】

医療機能	病院	保育機能	子育て支援センター
	診療所・クリニック		児童館・児童センター
福祉機能	地域包括支援センター	商業機能	認定こども園・保育所
	通所型施設		スーパー・マーケット
	小規模多機能型施設		ドラッグストア
			コンビニエンスストア

●届出に必要な書類

届出の種類		必要書類
居住誘導区域外	開発行為	【届出書 様式 1】 添付書類 ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ・配置図（土地利用計画図等：縮尺：縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
	建築等行為	【届出書 様式 1】 添付書類 ・位置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
都市機能誘導区域外	開発行為	居住誘導区域外での開発行為の場合と同様
	建築等行為	居住誘導区域外での建築等行為の場合と同様
上記 4 つの届出内容の変更		【届出書 様式 3】 添付書類：上記それぞれの場合と同様
都市機能誘導区域内	誘導施設の休廃止	【届出書 様式 4】